

福良湾海上花火大会

～南あわじ市 市民まつり～

8月13日(土)

- 盆おどり 午後7時30分～
- ・ところ 西会場 波止の浜
東会場 明治堂～ナルト薬局
おどり広場 長尾屋～やぶ菫
- ・駐車場 福良小学校

8月14日(日)

- うずしお朝市 午前8時～
- ・ところ 南淡図書館
- ・駐車場 財産区駐車場ほか
- 廻る永祿の大綱引き 午後2時～
- ・ところ 福良慈眼寺前
- ・駐車場 福良小学校
- 盆おどり 午後7時～
- ・ところ なないろ館前
- ・駐車場 福良小学校
- フィナーレを飾る花火大会 午後8時30分～ 2,500発
- ・ところ 福良湾沖合い400m地点
- ・駐車場 福良小学校・南淡中学校・B&Gグラウンド・文化体育館

※ 各駐車場より無料バスがピストン運行します
※ 荒天・強風の場合は8月15日(月)に順延

8月15日(月)

- 盆おどり 午後8時～
- ・ところ 波止の浜～やぶ菫(上町)・駐車場 福良小学校

主催/南あわじ市市民まつり実行委員会
主管/福良湾海上花火大会実行委員会
問い合わせ/商工観光課 ☎37-3012

近畿最大の二尺玉3発を準備いたしました!

イベント会場周辺及び駐車場位置

印区域は、花火大会当日(8月14日)午後6時30分～11時まで全車両通行止め(路線バス・除外車両除く)となります。お車は必ず、指定の駐車場をご利用ください。(会場へは、各駐車場より無料バスがピストン運行します。)

快適な生活環境へ 下水道に加入しましょう

下水道受益者負担金・使用料のお知らせ

下水道受益者負担金

下水道事業は、道路や公園などの公共施設と異なり、下水道が整備される地域のみがその恩恵を受けることとなります。下水道の建設費用の一部を、恩恵を受けるみなさんに負担していただくのが受益者負担金(分担金)です。なお、負担金は設置時のみのもので、

①納める人
新たに供用開始(下水道が使用できる)区域で、「公共ます」を設置済みのご家庭の土地所有者または、居住、営業等をされている方

②分担金の額
一般住宅(1戸あたり)15万円

※事業所、営業所および共同住宅はお問合せください。

③納める方法
公共ますを設置された土地所有者の方へ、納付書を郵送いたします。分割納付または一括納付、何れかの方法で納めてください。

▼分割納入 年2回(8月末と2月末)を3年間、合計6回で納めます。初回は8月31日

▼一括納入 8月31日までに全額を納めます。なお、負担金の20パーセントに相当する額が報奨金として割引かれます。

※一般住宅の場合「3万円」が割引かれ、「12万円」を納めていただきます。

④支払い方法
納付書により、南あわじ市内の金融機関または総合窓口センター

⑤納期限
平成17年8月31日

下水道使用料

公共下水道を使用されますと、下水道使用料を納めていただくこととなります。皆さんからいただいた使用料は、処理場の運転やマンホール、下水道管などの施設の維持管理費などに充てられます。

①使用料金
使用者が、排除した汚水の量(下水道使用水量)に応じた料金表により計算されます。

②支払時期および支払い方法
下水道のメーター検針を毎月行います。これにあわせ、下水道使用料金と下水道使用料金の合計額を納めていただきます。

▼口座振替の場合 毎月27日に指定された口座から引き落としします。

▼納付書による場合 毎月末日までに金融機関または総合窓口センターでお支払いください。

問い合わせ
企業経営課 ☎50・3037

下水道使用料表

基本料金 (1か月につき)	従量使用料 (1㎡につき)	
10㎡以下 1,260円	11㎡～20㎡	136円
	21㎡～30㎡	147円
	31㎡～50㎡	168円
	51㎡～100㎡	189円
	101㎡以上	220円

ご利用ください 地域療育等支援事業

五色精光園では地域福祉事業として、下記の相談業務等を行っています。

支援事業	月 日	場 所	時 間
言語相談	8月17日(水)	五色精光園 児童寮	13:30～16:30
外来リハビリ相談	8月19日(金)	〃	13:30～16:30
地域リハビリ相談	8月24日(水)	洲本健康福祉会館3F	13:30～16:30
心理相談	8月26日(金)	五色精光園 児童寮	13:30～16:30
遊びの広場	8月27日(土)	洲本市総合福祉会館	10:00～11:30

問い合わせ：五色精光園成人寮 ☎0799-35-0231

児童扶養手当 現況届の提出

毎年8月に手当てを引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため、支給資格のある方は現況届の提出が必要です。

■提出期間
8月1日(月)～22日(月)

■提出場所
総合窓口センター

■問い合わせ
福祉課 ☎44・3002

特別児童扶養手当 所得状況届の提出

毎年8月に手当てを引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため、支給資格のある方は所得状況届の提出が必要です。

■提出期間
8月11日(木)～31日(水)

■提出場所
総合窓口センター、出張所、連絡所

■問い合わせ
福祉課 ☎44・3002

歯が健康な高齢者の方はお申込を!

第17回兵庫県高齢者歯科健康まつりで表彰

歯の健康と健康の維持増進を目的に、高齢者歯科健康まつりが9月10日、加古川歯科保健センターで行われます。その中で「高齢者歯科健康診査」が実施されますので、歯が健康な高齢者の方はぜひお申込ください。

- ▼応募資格 年齢満65歳以上で、健康でよい歯の人、または歯の健康に努力している人。(欠損歯があっても可)
- ▼応募方法 該当する方は、最寄の歯科医院、三原健康福祉事務所、または老人クラブ連合会にお申し込みください
- ▼期限 8月25日まで(先着50人)
- ▼問い合わせ 健康課 ☎44-3004

「こどもの健康週間」写真コンクール作品募集

子どもへの関心を高め、子育てについて考える契機とするため「こどものいる風景」をテーマとした写真を募集します。

- ◆対象 県内在住、在勤、在学の人
- ◆応募規格 カラーまたは白黒プリント。ワイド4つ切り。応募点数自由。未発表で個人制作のもの
- ◆賞 知事賞等優秀作品6点、佳作数10点
- ◆応募方法 住所、氏名(ふりがな明記)、年齢、電話番号、写真の題名と撮影場所、撮影年月日を書いた紙を写真裏面に貼付し、郵送で〒650-8567(住所記載不要)兵庫県健康生活部健康局健康増進課保健指導係へ。9月9日必着。
- ◆問い合わせ 兵庫県健康増進課 ☎078-341-7711